

全日本トラック協会ニュース

「トラック事業における総合安全プラン2009」について

社団法人全日本トラック協会（中西英一郎会長）はこのほど、国の「事業用自動車総合安全プラン 2009」に対応するため、別添の通り「トラック事業における総合安全プラン 2009」を策定しましたのでお知らせします。

※ 11 月 2 日（月）全日本トラック協会交通対策委員会にて承認決定

お問い合わせ

社団法人全日本トラック協会

広報部 永嶋・飯塚・本間

☎ 03-5323-7242

交通・環境部 井出・田所・星野

☎ 03-5323-7243

トラック事業における総合安全プラン 2009 の概要

◆はじめに

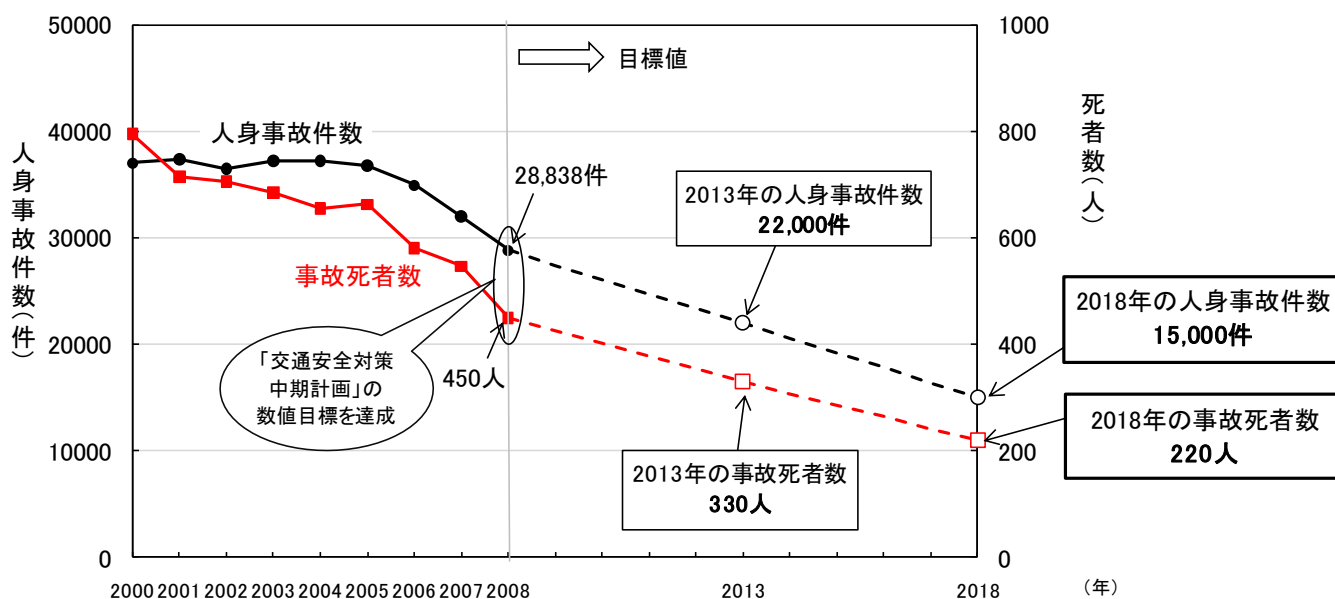
トラック運送業界では、国の「事業用自動車総合安全プラン 2009」の数値目標や取り組み計画を踏まえ、今後の交通安全対策を推進するにあたり、10年後（2018年）を目途とした「トラック事業における総合安全プラン 2009」を策定することとした。

トラック運送事業者や各都道府県トラック協会が各地域の事情に応じて、自主的かつ具体的に目標の設定と対策計画を策定し、「事業用自動車総合安全プラン 2009」を実施することを期待するものであり、かつ荷主など社会全体の理解と協力も期待するものである。なお、本プランは、PDCA サイクルに沿って、定期的・継続的に進捗状況をチェックし、適宜、必要な見直しや対策を講じることとする。

◆目標

基本目標	国による計画を踏まえ、営業用トラックが原因となる交通事故死者数、交通事故件数を減少させる。また、有責死亡事故の撲滅を図る。
数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 2018年までに、交通事故死者数を 220人以下にする。 ② 2018年までに、人身事故件数を 15,000件以下にする。 ③ 飲酒運転ゼロ

営業用トラックの数値目標の設定



◆今後重点的に取り組む対策

取り組むべき課題	対策の内容
(1)安全体質の確立	<ul style="list-style-type: none"> ① トラック協会主催による安全マネジメント講習会を実施し、運輸安全マネジメントの普及及び浸透に努める。 ② 安全マネジメントの取り組みを容易に行えるよう、安全マネジメントの導入事例集、視聴覚教材を作成する。 ③ 運行管理者が運転者に対して実効性のある指導・監督が行えるよう、国の作成する「指導・監督マニュアル」の周知徹底を図る。 ④ 国が作成する健康状態に応じた乗務可否の判断の基準等を示したガイドラインを文書・全ト協 HP にて周知徹底を図る。 ⑤ 悪質違反や社会的影響の大きい事故が発生した場合には、都道府県トラック協会に情報を提供し、情報の共有化に努める。 ⑥ 国土交通省のメールマガジン「事業用自動車安全通信」について、その活用方法をトラック協会の広報誌、HP により周知徹底する。 ⑦ 事業者や運転者向けの安全運転教育用教材資料を作成し、社内での安全運転教育の促進及び安全意識の向上を図る。 ⑧ 指定安全運転研修施設に運転者等を派遣して安全教育訓練を実施する会員事業者に対し助成するとともに、助成制度の周知に努める。
(2)コンプライアンスの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ① スピードリミッターに特化した不正改造排除活動（6 月を強化月間）を継続的に実施する。 ② トラックの点検整備実施率が他の業態に比べて低いため、点検整備実施率の向上対策を検討する。 ③ 全ト協 HP 等への危険行為、迷惑行為等の苦情へのフォローアップを行う。 ④ 貨物自動車運送事業安全性評価事業（G マーク）を会員事業者や荷主企業等に広く周知し、意識改革を促す。 ⑤ 適正な運送条件の設定等について荷主等に要請する。
(3)飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ① 点呼時におけるアルコールチェッカーの使用の義務付けを徹底する。また、飲酒運転防止対策マニュアルを改訂し周知徹底を図る。 ② アルコール・インターロック装置の認定制度が創設された場合には、その周知に努めるとともに、装置の導入助成措置を検討する。
(4)IT・新技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> ① ドライブレコーダやデジタルタコグラフなど EMS 関連機器の普及促進のため、継続的に、導入に際して助成制度を実施する。 ② 追突事故防止に効果がある衝突被害軽減ブレーキシステムや後方視野確認支援装置の普及促進のため、装置の導入に際する助成事業を実施する。 ③ 事業者や運転者向けのエコドライブマニュアルを配布し、経営トップや運転者の意識改革を図るとともに、エコドライブの推進に努める。
(5)道路交通環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者から高速道路、主要幹線道路における事故多発地点や道路危険箇所等の情報を収集し、事故多発地点マップを作成するとともに、道路管理運営会社や道路管理当局に情報提供し、改善を要望する。